

パブリック・コメント回答

金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案について

2022 年 12 月 7 日

本回答書に含まれる情報は、情報提供のみを目的として提供されるものであり、いかなる事項についても法的助言として解釈されるべきではありません。明示的に別段の定めがある場合を除き、本回答書で表明された意見、提言、所見、解釈および結論は、PRI Association のものであり、必ずしも本回答書の寄稿者または Principles for Responsible Investment の署名機関（個別機関または全体）の見解を示すものではありません。

本回答書の執筆にあたり我々は、PRI Japan Regional Policy Reference Group (Japan RPRG)と草案内容を共有し、諮問を行いました。なお、あくまでも本諮問はコメントを求めたものであり、本回答書の公表に伴い RPRG がその内容に賛同や承認を示している事を意味しません。

はじめに

責任投資原則(PRI)は、署名機関の国際的なネットワークと協力し、6つの責任投資原則の実施に向けて取り組んでいます。PRIの目標は、環境・社会・ガバナンス(ESG)課題の投資への影響に関する理解を深め、署名機関がこれらの課題を投資意思決定に取り入れることを支援することです。PRIは、署名機関、署名機関が活動する金融市場および経済、そして最終的には環境と社会全体の長期的な利益のために活動しています。

6つの責任投資原則は、ESG課題を投資活動に取り入れるための様々な可能性を提供する、自主的かつ意欲的な投資原則です。本原則は、投資家による、投資家のためのものです。署名機関は、これらの原則を実施することにより、より持続可能なグローバル金融システムの構築に貢献しています。

PRIは、署名機関の見解及びエビデンス・ベースの調査に基づいて、政策分析及び提言を作成しています。PRIは、金融庁の「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対する意見募集に回答する機会を歓迎します。

本意見募集について

2022 年 11 月 7 日、金融庁企画市場局企業開示課が「[企業内容等の開示に関する内閣府令](#)」等の改正案を公表しました。本改正案は、金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループが本年 6 月に公表した[報告書](#)に取りまとめられた提言に基づいて策定されています。本改正案に係る主な項目は以下の通りとなります：

- 有価証券報告書等の記載事項にサステナビリティ情報の「記載欄」が新設され、4 つの記載項目（「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」、「指標及び目標」）が設けられた。この内、「ガバナンス」及び「リスク管理」については、必須記載事項とされ、「戦略」及び「指標及び目標」については、重要性に応じて記載を求めることとされている。
- [女性活躍推進法](#)等に基づき、「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」を公表している会社及びその連結子会社に対して、これらの指標を有価証券報告書等の既存の記載事項である「従業員の状況」において、記載を求めることとされている。
- また金融庁は、サステナビリティ情報の開示における考え方及び望ましい開示に向けた取組み（「記述情報の開示に関する原則」）を公表する予定である。原則（案）は、サステナビリティ情報の開示における考え方及び望ましい開示に向けた取組みを取りまとめており、開示が期待される気候関連の指標や多様性に関する指標の対象範囲の考え方等について説明を記載している。

改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の規定は、令和5年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用予定です。

詳しくは、以下担当者まで。

ダニエル・ワイズマン

アジア太平洋地区 (APAC) ポリシー・ヘッド

Daniel.Wiseman@unpri.org

大崎一磨

シニア・ポリシー・アナリスト (日本)

Kazuma.Osaki@unpri.org

主な提言

PRI は、サステナビリティ情報が財務情報とともに報告されることを目的とした、有価証券報告書へのサステナビリティ報告要件の組み入れに関する金融庁の提案に関してコメントを提供する機会を与えられたことを歓迎します。

金融庁の今回の取り組みは、あらゆる形や規模の企業が、共通の報告体系の下でサステナビリティ情報を提供できるよう、公正かつ公平なプラットフォームを提供する動きを示すものであると理解しています。日本における共通の報告体系の柱となる 4 つの項目を、TCFD 提言や IFRS のサステナビリティ開示基準案で採用されているものと意図的に整合させることで、実務者間の効率的運用も可能となることが期待されます。特に、コーポレートガバナンス・コードに基づき TCFD 提言に沿った報告を求められるプライム市場の上場企業にとってはなおさらであるといえるでしょう。また、IFRS サステナビリティ開示基準が確定した場合、それらの要件に適應できるフレームワークでもあったと考えられます。

内閣府令の改正と並行して、PRI は、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の一部改正（案）と「記述情報の開示に関する原則（別添）—サステナビリティ情報の開示について—」（案）についてもコメントする機会を得たことを歓迎します。我々は、これらの補足文書が、企業に対して、新たに導入される要件に準拠した報告における要求事項を明確にし、実務的な指針を提供することを目的としていることに留意し、評価します。

しかしながら、我々は、金融庁が提案した内閣府令の改正案および補足文書が、全体として、今回の改正で企業に求められているサステナビリティ報告についての十分な情報を提供していないと考えています。企業が年次財務報告とともに意思決定に有用なサステナビリティ情報を報告することを促すより良い政策的枠組みを提供する金融庁の努力を支援するため、PRI は、金融庁に対し以下を提言します。

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正（案）におけるサステナビリティ全般に関する開示に係る改正案について

- 金融庁は、人的資本報告、気候関連報告、その他すべての「重要/マテリアルな」サステナビリティ課題に対して、一般要求事項の 4 つの柱（「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」）をすべて義務化することを検討すべきである
- 金融庁は、「重要/重要性」、「マテリアル/マテリアリティ」の意味を説明し、4 つの柱（「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」）がすべての重要/マテリアルなサステナビリティ課題に適用されることを説明すべきである
- 金融庁は、一般要求事項の 4 つの柱（「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」）が意味するところをより明確にし、定義付けるべきである
- 金融庁は、すべての企業に対し、Scope1、Scope2、および重要/マテリアルな場合は¹、Scope3 の GHG 排出量データの報告を義務付けるべきである

¹ Scope3 の GHG 排出量を開示するか判断する際、企業は該当する排出量が自社の総排出量の中で大きな割合を占めているか確認する必要がある。「大きな割合」については、総排出量の 40%を超えているかどうかで判断されるべきと Science Based Targets initiative's (SBTi) が報告書「SBTi Criteria and Recommendations」(Version 4.2, April 2021, Section Vp. 10) で説明している。

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正(案)における人的資本、多様性に関する開示に係る改正案について

- 金融庁は、女性活躍推進法に係る報告を行っていない企業に対し、その理由の説明、提供するデータの対象範囲に関する文脈情報の要求、国内外別データの開示の義務付けを行うべきである

「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の一部改正(案)について

- 金融庁は、すべての相互参照情報(任意開示書類含む)が、有価証券報告書に含まれる情報と同等の品質特性を満たすことを要求することを検討すべきである

「記述情報の開示に関する原則(別添)―サステナビリティ情報の開示について―」(案)について

- 金融庁は、「重要性/マテリアリティ」、「サステナビリティ」、「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」、「指標及び目標」の4つの柱など、ガイダンスで使用している主要な用語の定義をより明確化すべきである
- 金融庁は、Scope3のGHG排出量が重要/マテリアルな場合にその開示を求め、企業がScope1、Scope2、Scope3のGHG排出量をどのように報告すべきかについて、詳細なガイダンスを提供すべきである。また、国際的な整合性を保つため、GHGプロトコルを用いて計算することを義務付けるべきである
- 金融庁は、気候変動シナリオを「戦略」の柱のもと報告することを推奨することを検討すべきである
- 金融庁は、企業が人的資本管理の現状とアプローチを伝えることを支援するために、より広範な指標に関するガイダンスを提供すべきである
- 金融庁は、連結グループ及び個別企業のガバナンス、戦略、リスク管理に関する情報開示の義務付けを検討すべきである
- 金融庁は、報告の範囲として企業の短期・中期・長期のサステナビリティを含むことを明記することを検討すべきである
- 金融庁は、外部基準に沿った開示がされている場合には、どのような技術的ガイダンスが適用されたかを含め、どの基準または基準の一部に沿った開示がされているかを明記することを企業に求めることを検討すべきである

その他検討が望まれる課題

- 金融庁は、IFRSのサステナビリティ開示基準案が最終化された後速やかに、サステナビリティ情報開示に関する要件をIFRSのサステナビリティ開示基準と整合させるべきである。そのために、この段階では、企業が重要なリスクと機会を特定する際に国際的なサステナビリティ報告基準を考慮することを奨励すべきである
- 金融庁は、今般適用される新しい法定報告要件に企業がどのように対応するかについて包括的なレビューを行い、次の報告サイクルまでに関連するアップデートを実施することを確約すべきである

詳細な回答

セクション 1: 企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正（案）

関連する金融庁（案）資料：[別紙 1](#)、[別紙 2](#)、[別紙 3](#)

パート 1: サステナビリティ全般に関する開示に係る改正案 について

- 金融庁が、人的資本報告、気候関連報告、その他すべての「重要/マテリアルな」サステナビリティ課題に対して、一般要求事項の 4 つの柱（「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」）をすべて義務化することを検討することを提言します。金融庁の提案は、一般要求事項のうち 2 つの柱（「ガバナンス」と「リスク管理」）のみを必須事項とし、残りの 2 つの柱（「戦略」と「指標及び目標」）については、企業が「重要」と判断した場合のみ報告を推奨するものです。このような断片的なアプローチでは、意思決定に有用な情報（関連性が高い情報が網羅され²、比較可能³且つ検証可能⁴な情報）を投資家に提供することができない可能性があることが懸念されます。

4 つの柱すべてを義務化することで、人権や気候変動といった重要なサステナビリティ課題について投資家が期待する情報提供を確保できることが期待されます。同時に、これらの柱の下でどのような形で開示を行うか、また、投資家にとって他のどのサステナビリティ課題が重要であるかを、企業がそれぞれの状況に基づいて決定できる柔軟性を提供するという効果的なバランスが実現できると考えられます。

特に、投資家からのフィードバックによれば、「戦略」に関する報告は投資家の意思決定において極めて重要であり、ガバナンスとリスク管理に関する報告を体系化する上で重要な補完的役割を果たすものです。気候変動に関しては、静的でバックワード・ルッキングな開示に過度に依存することになります。しかし、科学的な理解や政府の政策から、気候変動関連のリスクと機会の重要性は、静的なものではなく、むしろ時間とともに大きくなることが明らかです。従って、投資家がスチュワードシップや資本配分の意思決定を行うためには、静的な開示と戦略的な開示の両方が必要です。

さらに、TCFD/ISSB の 4 つの柱は、機能的にも相互に関連しています。例えば、効果的なリスク管理や組織のサステナビリティ課題に対するガバナンスには、測定基準や目標を持つことが不可欠であります。日本が TCFD を推進する役割を担っていること、また、日本の TCFD 公式サポーターの数が他のど

² 「関連性が高いデータ」は、投資の意思決定プロセスに資するものでなければならず（すなわち、投資関連性がある）、また（該当する場合）投資家の意思決定、報告義務、特定の課題に関するコミットメントに資する洞察を与える（すなわち、課題関連性がある）ものでなければならない。

³ 「比較可能なデータ」は、投資家がデータニーズに合った粒度で類似性や差異を特定し理解できるように、投資先、アセットクラス、セクター、地域、タイムフレームで一貫していなければならない。

⁴ 「検証可能なデータ」は、投資家が自らデータ算出に使われた情報やインプットについて確認できるものを指す。

の国よりも多いこと⁵から、PRI は、日本市場が 4 つの柱(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標)構造に照らして報告することに慣れ、ある程度の準備が整っていると予想しています。

金融庁が、人的資本、気候変動、その他企業にとって「重要/マテリアル」なサステナビリティ課題について 4 つの柱すべてについて報告することを義務化すれば、企業は自らに課せられた報告義務をより明確にすることができ、最終的には投資家が意思決定に有用な情報を入手することができるようになると思います。

- **金融庁が「重要/重要性」、「マテリアル/マテリアリティ」の意味を説明し、4 つの柱(「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」)に関する一般要求事項の前に、それらがすべての重要/マテリアルなサステナビリティ課題に適用されることを説明することを提言します。**内閣府令の改正案は、「重要性/マテリアリティ」という概念に関して、任意事項である 2 つの柱に関連する説明部分でのみ言及しています。具体的には、企業が 2 つの任意事項である柱を「重要/マテリアル」であると判断した場合に報告することを求めています。しかし、「記述情報の開示に関する原則(別添)—サステナビリティ情報の開示について—」(案)では、重要性/マテリアリティに関する判断は大きく 2 つの段階があることが示唆されています。1 つは、企業が 4 つの柱に基づいて報告すべき「重要/マテリアルな」サステナビリティ課題を最初に特定する際に用いる判断。もう 1 つは、(重要/マテリアルであるが故に)報告対象となった各サステナビリティ課題に関して、任意の 2 つの柱が「重要/マテリアル」であるかに関する判断が求められていることが伺えます。PRI としては、この 2 段階の重要性/マテリアリティに関する 2 段階の判断プロセスは妥当であると理解していますが、内閣府令の改正案のみを読んだ場合、この解釈が明白にはならないことを懸念しているため、内閣府令でも明確化することを提言します。
- **金融庁が一般要求事項の 4 つの柱(「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」)が意味するところをより明確にし、定義を示すことを提言します。**金融庁の改正(案)は、4 つの柱がそれぞれ意味することについて簡潔な説明を提供していますが、これらの定義文が具体性及び明瞭性に欠けていることを懸念します。また、ISSB 公開草案 IFRS S1 における 4 つの柱の定義の序文と整合していることが伺えますが、各柱に該当する具体的な報告事項の例示がないため、特にサステナビリティ報告について経験の浅い企業にとっては、意思決定に有用な情報を提供するために必要なガイダンスが不足している可能性があります。例えば、「ガバナンス」と「リスク管理」について、現在提供されている定義は一見すると類似しているため、これらの概念を区別するために更に説明が望まれます。
- **金融庁がすべての企業に対し、Scope1、Scope2 及び重要/マテリアルな場合は、Scope 3⁶の GHG 排出量データの報告を義務付けることを提言します。**現在、Scope1 と Scope2 の GHG 排出量データは、「記述情報の開示に関する原則(別添)—サステナビリティ情報の開示について—」(案)において言及されている状況に留まっています。しかし、気候変動関連データの重要性と、その可用性向上に向け

⁵ TCFD Status Report 2022

⁶ Scope3 の GHG 排出量を開示するか判断する際、企業は該当する排出量が自社の総排出量の中で大きな割合を示しているか確認する必要があります。「大きな割合」については、総排出量の 40%を超えているかどうかで判断されるべきと Science Based Targets initiative's (SBTi) が報告書「SBTi Criteria and Recommendations」(Version 4.2, April 2021, Section Vp. 10)で説明している。

た世界的な政策介入の動きを考慮し、最低限、Scope1、Scope2と重要/マテリアルな場合は、Scope3のデータを、必須となっている3つの人的資本指標と共に全企業に要求することを提言します。

パート 2: 人的資本、多様性に関する開示に係る改正案について

- **金融庁が、女性活躍推進法に係る報告を行っていない企業に対し、その理由の説明について説明を求めることを提言します。**内閣府令の改正案では、女性活躍推進法の規定による公表をしていない企業は、有価証券報告書でこのデータを報告する必要がないとしています。しかし、有価証券報告書でこれらの指標を報告しない企業は、女性活躍推進法自体に報告しない理由と整合性のある形で、報告しない理由を有価証券報告書等で説明することを求められるべきであると考えます。
- **金融庁が、必須要件となっている3つの多様性指標に関して、公表しているデータの対象範囲に関する説明を求めることを提言します。**日本には、親子上場の企業がまだ存在するため、データの対象範囲についてより厳格なルール作りが望まれます。従業員に係るデータは、多くの場合企業単位で管理されており、海外も含む連結ベースのデータを公表できる企業は、多くないことが懸念されます。この背景には、従業員に関するデータの報告要件は様々であり、親会社なのか子会社なのか、企業が創業している国や法域はどこか等の要因によって異なることが挙げられます。加えて、女性活躍推進法は、投資家ではなく、労働(求職者)市場を支援する目的で策定されたことを考えると、女性活躍推進法に基づくデータの報告は、一貫性と正確性において、財務報告レベルで期待されるものと必ずしも同じ水準の監視に晒されているとは限りません。加えて、これら3つの指標に関する企業の公表データが、代理データや推定値を使用しているなど、データに制限や注意点がある場合、この種の留意点を明示的に注記することを義務付けることが望まれます。
- **金融庁が企業に対し、多様性指標について国内及び海外のデータを分けて集計・公表することを求めることを提言します。**多様性指標をグローバル連結で報告することを基本要件とする場合、海外に子会社を持つ企業の多様性データは、国内のみで事業を行う企業とは異なる影響に晒されます。例えば、育児休暇の定義や管理職の定義が法域によって異なる場合、連結データが実態とかけ離れたものになる可能性が懸念されます。これらの指標を国内と海外のレベルで分けて報告することを求めることにより、データの比較可能性をより担保することができると考えられます。また、海外のデータが経営上の問題で入手・公表困難な場合、企業はこの情報を公表できるようにするための計画もしくはタイムラインを提供するよう求められるべきであると考えます。

セクション 2: 「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の一部改正（案）

関連する金融庁(案)資料: [別紙 4](#)

- **金融庁が、相互参照されるすべての情報(任意開示書類含む)が、有価証券報告書等に含まれる情報と同等の品質特性を満たすことを要求することを検討することを提言します。**本改正案では、現在、「任意開示書類」の参照が認められており、これは、すべての報告情報の関連性、比較可能性、検証可能性を確保する上で有用な規定であると考えます。有価証券報告書等に期待されるものと同等の品質特性

を求めることは、国際的な基準のアプローチとも整合すると考えます (c.f. ISSB Exposure Draft IFRS S1, paragraph 76)。

セクション 3: 「記述情報の開示に関する原則 (別添) —サステナビリティ情報の開示について—」 (案)

関連する金融庁(案)資料: [別紙 5](#)

主要な用語や概念に関する定義付け

- **金融庁が、「重要性/マテリアリティ」の定義とガイダンスを提供することを提言します。**「重要性/マテリアリティ」の定義付けが行われないことにより、企業間において重要性/マテリアリティの評価軸に一貫性がなくなり、報告の比較可能性が損なわれることが懸念されます。「重要性/マテリアリティ」を定義づけるにあたり金融庁は、IASB の概念フレームワークで示された重要性/マテリアリティの定義を採用することが望まれます。また、財務報告における既存の定義や、ISSB が IFRS のサステナビリティ開示基準を最終決定するにあたって検討している定義も参照することが望まれます。これにより、投資家に対して適切な情報が報告され、企業間の比較可能性が促進されることが期待できると考えます。ISSB の公開草案 IFRS S1 に関するコンサルテーションに対する[我々の回答書](#)には、本公開草案における報告要件に基づき、企業が重要性/マテリアリティ評価を実施する方法に関する実務的なガイダンス案が含まれています。もし有用であれば、金融庁はこちらを参照することが望まれます。なお、我々は、重要性/マテリアリティの判断とその根拠について報告を求める金融庁の提案を強く支持します。これは、重要性/マテリアリティ評価について必要なレベルの透明性を投資家に提供することで、報告の検証可能性を向上させることに貢献すると期待します。
- **金融庁が、「サステナビリティ」の定義と考え方に関するガイダンスを示すことを提言します。**全企業が参照し、共通認識を支える定義がないと、開示情報の一貫性が損なわれることが懸念されます。本別紙案では、企業が関連情報の重要性/マテリアリティを評価するにあたり必要となる「サステナビリティ」の定義づけが十分に成されていません。本別紙案で参照されているコードや報告書は、「サステナビリティ」や「長期的」といった重要な概念について、それぞれが断片的に解釈を提供しています。そのため金融庁は、これら参照している定義に共通する「サステナビリティ」の要素を一本化し、より明確で粒度の高いものとして新たに示すことを検討することが望まれます。金融庁は、ISSB 公開草案 IFRS S1 の「Introduction」において、サステナビリティに関連するリスク及び機会が、企業が経済的外部性に依存しそれら外部生との関係において企業が受けるポジティブおよびネガティブな影響であるとする形で定義付けるアプローチを考慮することが可能であると考えられます。
- **金融庁が、一般開示事項の 4 つの柱について、より詳細な定義とガイダンスを提供することを提言します。**「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の 4 つの柱は、内閣府令で抽象的かつ簡潔に定義されていますが、これでは企業における実務的な開示担当者を十分に支援できないことが懸念されます。金融庁は、それぞれの柱の目的、柱を構成すべき情報の主要な要素、主要な要素を支える情報の例といった項目に沿ったガイダンスを提供することを検討すべきであると考えます。これは、ISSB

の IFRS S1 基準の公開草案と同様の形で実現することが可能です。また、IFRS S1 基準が確定した時点で、適宜、それを採用することを確約することも望まれます。

- 金融庁が、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」に関する取り組みにおいて、企業に連結及び単体レベルで重要な差異がある場合、連結グループと単体レベル両方での情報開示の義務化を検討することを提言します。現行案においてこの整理は、「指標及び目標」に適用されていますが、企業レベルでの重要な特性の違いを把握するために、すべての報告の柱に拡大すべきであると考えます。
- 金融庁が、報告の範囲として企業の短期・中期・長期のサステナビリティを含むことを明記することを検討することを提言します。現行案では、中長期的なサステナビリティを報告対象としていますが、短期的なサステナビリティ情報の重要性が軽んじられてしまうように読み取れます。短期のサステナビリティ課題についても情報開示を求めることにより、すべての意思決定に有用な情報が報告において含まれることが期待できます。また、TCFD 提言や国際基準との整合性を向上させることも期待できます。
- 金融庁が、企業がどの開示ガイダンスを適用したかを含め、どの基準または基準の一部に沿った開示が成されているかを明記することを求めることを検討することを提言します。現行案では、企業はこれを任意で行うことができます。しかし、投資家が報告の完全性と開示体系の根拠を確認できるようにするため、この明記を義務付けるべきであると考えます。

気候関連報告

- 金融庁が企業に向けて、Scope1、Scope2 及び重要/マテリアルな場合は、Scope3 の GHG 排出量をどのように報告すべきかについて、より詳細なガイダンスを示すことを提言します。Scope1 および Scope2 の排出量データを積極的に報告することが期待される点について金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告の内容に言及する形で本文書で示していることは歓迎します。Scope3 の報告は、GHG プロトコルの Scope3 報告の関連するカテゴリーを参照して行うべきです。しかし、GHG 排出量を開示する際には、その計算に使用した重要なインプットと仮定、および計算方法の説明（組織の対象範囲、使用した排出係数、計算方法に関するその他の情報を含む）を開示することも推奨されるべきであると考えます。これにより、特に第三者による検証を受けていないデータに関して、投資家が企業の GHG 排出量を検証することがより可能になることが期待できます。さらに、このアプローチは、[米国証券取引委員会の気候変動開示に関する規則案](#) [471 ページ] や、EFRAG の[気候変動に関する公開草案 ERS E1](#) [31 ページ]でも提案されており、こうしたより具体的な開示指針を示すことは、国際的な相互運用性（インターオペラビリティ）を確保することにも寄与すると考えられます。
- 金融庁が、企業が積極的に報告すべき気候関連の主要な指標として、Scope3 排出量を本原則に含めることを提言します。具体的には、重要/マテリアルな場合、Scope3 の GHG 排出量の開示を求めることを提言します⁷。Scope3 の GHG 排出量は、報告が困難な場合が多いですが、産業によ

⁷ Scope3 の GHG 排出量を開示するか判断する際、企業は該当する排出量が自社の総排出量の中で大きな割合を示しているか確認する必要があります。「大きな割合」については、総排出量の 40% を超えているかどうかで判断されるべきと Science Based Targets initiative's (SBTi) が報告書「SBTi Criteria and Recommendations」(Version 4.2, April 2021, Section Vp. 10) で説明している。

っては、**最大の排出源となりえます**。Scope3 を除外することは、実際の排出量の大部分(重要/マテリアルなもの)が報告されない可能性があることを意味します。さらに、Scope3 の開示には、基礎となるインプット、仮定、使用した計算方法、報告された数値に含まれる(および除外される)Scope3 カテゴリーに関する確固たる方法論的説明が伴う必要があり、こうしたガイダンスも必要です。

- **金融庁が GHG 排出量データの算出方法についてガイダンスを提供することを提言します。**具体的には、GHG 排出量の算定において、最も広く利用及び認知されている国際基準「GHG プロトコル」の手法に準拠して GHG 排出量の算定を求めることを提言します。メソドロジーに関して未解決の問題がまだ存在していることについては PRI でも認識していますが、GHG プロトコルに基づく標準化された開示が日本で行われることは、国・地域間の排出量データの標準化が可能となり、比較可能性が向上し、投資家がより意思決定に有用なデータを入手することができることが期待されます。日本のように独自の算出方法が存在している場合でも、可能な限り GHG プロトコルのメソドロジーが使用されることが望ましいと考えます。違うメソドロジーでなければいけない場合は、比較可能性を確保するために、別途使用したメソドロジーと GHG プロトコルがどのように異なるかその違いの概要を説明することが望まれます。
- **金融庁が、重要/マテリアルな業界横断的指標に関するガイダンスを提供することを検討することを提言します。**具体的には、TCFD 提言や、IFRS のサステナビリティ開示基準の最終版における気候関連指標のうち、重要/マテリアルなものについては、開示を要求することを提言します。投資家は、気候関連のリスクと機会に対する企業のエクスポージャーを評価するために、これらの情報を必要としています。
- **金融庁が、企業が気候変動シナリオを「戦略」の柱で報告することを推奨することについて検討を行うことを提言します。**具体的には、IFRS S2 基準で認識されているように、企業の戦略の気候変動への対応力に関する開示を要求することを提言します。TCFD の提言にあるように、気候変動シナリオ分析による開示が求められることが望まれます。気候シナリオに関する開示は、企業がこの問題に対してどの程度注意を払っているか、そして気候変動の重要性が静的なものではないことに対する理解を示すため、投資判断や議決権行使の判断にとって重要です。GHG 排出量のような静的な開示は、気候変動シナリオのような将来を見据えた開示で補完されるべきものです。最低限、これには以下が含まれるべきであると考えます。
 - 企業が、気候変動に関連する潜在的な未来をどのように評価したか、また、シナリオから得た洞察
 - シナリオ分析に対応して、会社がビジネスモデルの変更を検討している場合、その内容
 - 将来の様々な気候変動シナリオに対して、自社の戦略がどの程度の耐性を持つと考えているか
 - 会社の戦略、気候関連リスク及び機会に対するレジリエンスに関する不確定要素⁸

⁸ TCFD (October 2020), TCFD Guidance on Climate Scenario Analysis for non-Financial Companies:
https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2020/09/2020-TCFD_Guidance-Scenario-Analysis-Guidance.pdf

人的資本及び多様性指標

- 金融庁が、企業に対し人的資本管理の現状や考え方を伝えるうえで、より広範な指標についてのガイダンスの提供を検討することを提言します。内閣官房が「人的資本可視化指針」を公表しており、人的資本に関する様々な指標例を網羅していることに留意します。同指針で対象となっている指標例は、日本国内で重要なものが多いと見受けられるが、企業は、多様性、公平性、包括性に関連する全体的なリスクと機会を検討するために必要なデータを投資家に提供するために、より幅広い多様性の指標を検討することが望まれます。例えば、同指針や金融庁の今般の原則案は、ジェンダーや管理職に特化したものが中心ですが、これら以外にも、例えば年齢、障害、性的指向、宗教、国籍などの他の特性、また、管理職や役員だけでなく、他の職階も重要な特性です。これらについても視野を幅広く持ち、重要/マテリアルな事項について開示が行われるよう促すガイダンスが望まれます。従業員構成データを超えて、代わりに採用、定着、昇進の従業員ライフサイクル全体におけるスタッフの処遇と、これが異なる特性やアイデンティティにどのように分解されるかを見る「インクルージョン指標」を用いることの重要性を強調することが望まれます。
- 金融庁が、賃金格差に関する開示ガイダンスを拡充することを提言します。PRI は、男女間の賃金格差に関する指標が含まれたことを支持しますが、給与に関連する他の問題に関する開示も求めることが必要ではないかと考えます。現在および将来の従業員に対する給与の透明性の重要性は、過小評価されるべきではありません。なぜなら、ジェンダー⁹や人種¹⁰に基づく給与格差を助長することが多いからである。「透明性」とは、投資家に向けたデータ提供にかぎらず、労働市場に向けて求人広告に給与を記載することも含まれます。また、給与体系や給与の支払い基準が社内ですべて完全に透明化されていることも重要です。昇給やボーナスなどの報酬も、公正さを評価されるべき重要な報酬であり、賃金格差の計算に含めることを推奨します。

セクション 4: その他検討が望まれる課題（ロードマップ、ISSB との整合性、第三者によるデータ保証）

- 今般の改正案の導入後、IFRS のサステナビリティ開示基準が確定した時点で、金融庁がサステナビリティ報告要件を IFRS のサステナビリティ開示基準に合わせるべく、迅速に行動することを提言します。PRI は、サステナビリティ関連財務情報開示の高品質なグローバル・ベースラインを提供するというISSB の使命を強く支持します。この動きは、投資家が関連するリスクと機会を十分に理解し、長期的な投資目標に沿った投資とスチュワードシップの決定を行えるような、一貫性があり信頼できるサステナビリティ情報を求める投資家の要望を反映したものであり、重要と考えます。
- 金融庁が、企業が重要/マテリアルなリスク及び機会を特定する際に、外部の情報源を考慮することの奨励について検討することを提言します。これには、ISSB の公開草案 IFRS S1 [c.f. paragraph 51] で

⁹ <https://www.forbes.com/sites/adigaskell/2021/03/08/transparency-is-key-to-removing-the-gender-pay-gap/?sh=7126f11266c3>

¹⁰ <https://www.payscale.com/data/racial-wage-gap>

示されたアプローチに沿って、IFRS サステナビリティ開示基準、SASB 基準、CDSB フレームワーク、他の基準設定機関の最新の発表（一般目的の財務報告利用者のニーズを満たすように要求が設計されている場合）が含まれるべきであると考えます。これにより、すべての重要/マテリアルな情報が報告され、IFRS サステナビリティ開示基準との整合性（及び IFRS サステナビリティ開示基準に対する市場の準備）が向上し、企業間における報告の比較可能性が高まることが期待できます。

- **金融庁が、「指標と目標」に関して提供される情報について、第三者による検証・認証・保証取得の奨励を検討することを提言します。**サステナビリティ報告の義務化の初期段階においては、法的なセーフハーバーは有効ですが、データの信頼性を確保するための最善の方法を検討するよう、企業に促すべきであると考えます。
- **金融庁が、今般の改正案に対し企業がどのように対応しているかについて適宜包括的なレビューを行い、次の報告期までに重要な変更を導入することについてコミットすることを提言します。**サステナビリティ報告義務の導入案は、現在、大枠に関する抽象的な指示に留まっており、企業がこれらの規則にどのように従うのが最善かを自ら解釈する十分な余地が残されています。より明確な要求事項の設定と、きめ細かいガイダンスが必要な箇所を把握するために、金融庁は、本規則発効直後に提出される有価証券報告書を包括的にレビューし、ISSB 基準（最終版）を日本市場に導入する方法についての意思決定と同時に、来年、内閣府令およびそれぞれのガイダンスを修正する最善の方法を検討すべきであると考えます。

PRI は、サステナブル・ファイナンス及び責任投資に関する公共政策について様々な地域に渡る専門的な経験を有しています。日本の金融市場の特性や状況を把握し、サステナビリティ報告分野での政策を推進する上で PRI は、金融庁を支援することができます。

質問や感想は、次の宛先にお寄せください：policy@unpri.org.

また詳しくはこちらまで：www.unpri.org